

回数通行券の払戻しに関する事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、神戸市港湾局（以下「港湾局」という。）の管理する摩耶大橋及び港湾幹線道路の回数通行券の払戻しについて必要な事項を定めることを目的とする。

(払戻し期間)

第2条 回数通行券の払戻しの期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(払戻しの申請)

第3条 回数通行券の払戻しを受けようとする者は、別紙「回数通行券払戻し申請書」及び残存する回数通行券を摩耶埠頭料金事務所に提出するものとする。

2 払戻しの対象となる回数通行券は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 券面に「摩耶大橋（1回）港湾幹線道路（1区間1回）」と記載があるもの

(2) 券面に金額の記載があり、かつ購入時の領収書等でつづりの価格及びつづり枚数が特定でき、購入した日から10年を経過していないもの。

(払戻し額)

第4条 回数通行券の払戻しの額は、次の式により得た額の10円未満の端数を四捨五入した額とする。

払戻しの額＝残枚数×（つづりの価格÷つづり枚数）

2 前項において、つづりの価格及びつづり枚数は、払戻しを行う券の種類に応じ下記表のいずれかの組合せを適用する。

種類	つづりの価格	つづり枚数
A	10,000円	125枚
B	21,000円	300枚
C	10,300円	125枚
D	21,600円	300枚
E	10,500円	125枚
F	22,000円	300枚

附 則

(施行期日)

1 この要領は平成5年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日前に第2条各号の要件を満たす者は、施行日の翌日から起算して2箇月以内に、回数通行券の払いもどしを申請することができる。

附 則

(施行期日)

1 この定めは平成7年6月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この定めは令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この定めは令和5年4月3日から施行する。

(施行期日)

1 この定めは令和6年4月1日から施行する。